※本資料は令和6年2月に作成したものです。直近の情報を反映した財政推計は 令和7年10月頃を目途に現在作成中です。

令和6年2月

第6次総合計画策定の基礎資料としての財政推計について

1 目的

市では、令和8年度からの新たな市のまちづくりの指針となる「第6次総合計画」 を策定する上で、その基礎資料となる今後12年間の財政推計を作成しました。

2 推計方法

(1) 前提条件

令和5年度普通会計における決算見込みを基準とし、令和6年度当初予算案や 既存の個別施設計画等の内容を踏まえて推計を行いました。

(2) 算定方法

全事業について、上記(1)の前提条件に基づいて予算の摘要単位ごとに経費等を集計し、それを積み上げて算定しました。

(3) 推計期間

令和6年度から令和17年度まで(12年間)

3 推計結果

今回の財政推計では、計画の終了年度である令和17年度末時点で財政調整基金の適正額とされる標準財政規模(地方公共団体において収入される標準的な一般財源の規模)の10%である約13億円を上回る16億円超を確保する結果となりました。

この推計結果をベースに、第6次総合計画の策定を進めていきます。

財政推計 前提条件

【全体項目】

- 令和5年度普通会計における決算見込みを基準とし、令和6年度当初予算案や既存の個別施設計画等の内 容を踏まえて推計を行った。

- ・推計値の算定に必要な人口は、現人口推計をベースに乖離の状況を考慮して補正を行った。 ・推計に当たっては、全事業について予算の摘要単位ごとに経費等を集計し、それを積み上げて算定した。 ・推計期間は令和6年度から令和17年度とする。ただし、長期間の推計となり、後年度になるほど各種制度の方向性が不透明なことから、令和13年度以後は参考数値とする。 ・新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金関連経費や物価高騰対応地方創生臨時交付金関連経費
- などは推計から除く。

【歳入】

「	内容・推計方法									
	市民税、固定資産税などサービスを賄うための財源として、市内に住む住民などが広く共同して負担しあう税金のこと。									
地方税(市税)	~主な税目の推計方法~個人市民税:人口推移を考慮し推計する。 法人市民税:直近2力年の状況を考慮して推計する。 固定資産税・都市計画税: 土地、家屋に対する課税は、3年に1回、課税の基礎となる評価額の見直し(評価替え)を行っている。 土地は、今後の下落を見込み、各年度において、前年度見込額から0.5%下落するものとして推計する。 家屋は、過去の評価替えの結果から、評価替えがある年度について、対前年度比4%減で推計するとともに新築家屋の状況等を考慮して推計する。 また、既に建設が決定しているデータセンターに係る固定資産税及び都市計画税については、課税年度を考慮しながら推計する。 なお、令和13年度以降は税の状況が不透明だが、企業立地が進むことを見込む。									
地方交付税	国が法人税やたばこ税などの国税5税を一定の配分により市町村へ交付するお金のこと。 普通交付税と特別交付税がある。 普通交付税: 令和5年度の普通交付税見込額や令和6年度以降に見込まれる各種要因 を考慮して推計する。 特別交付税: 令和5年度の特別交付税と同額を推計する。									
国庫支出金県支出金	国庫支出金:国から収入される負担金や補助金などのこと。 県支出金:県から収入される負担金や補助金などのこと。 歳出で見込んだ事業費に補助率を乗じて推計する。									
地方債(借入金)	主に公共施設などの建設の際に、世代間の負担の公平性を確保するため、建設事業費の一部に充てるため、国や金融機関などから長期間借入れる借入金のこと。建設事業債のほか、国の地方交付税の財源が不足しているため、当該不足分に対して市が借り入れる臨時財政対策債がある。 ・建設事業債 歳出で見込んだ事業費に借入率を乗じて推計する。 ・臨時財政対策債 令和6年度当初予算額と同額を見込む。									
繰入金・繰越金	繰入金:特定の事業に充てたり、当該年度の財源不足を補うため、基金(市の預金)を取り崩すお金のこと。 繰越金:前年度の決算で余ったお金のこと。 繰入金:特定の事業に充てる繰入金は、歳出で見込んだ事業年度や事業費に応じて推計し、財源不足を補う繰入金は、当該年度の財源不足額で推計する。 繰越金:前年度の収支を基に推計する。									

	〜そのほかの主な項目〜 地方譲与税:国が徴収した税金を一定の配分により市町村へ交付するお金のこと。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税などがある。						
	税交付金: 県が徴収した税金を一定の配分により市町村へ交付するお金のこと。利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、 ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金などがある。						
そのほか	分担金・負担金:市が行う特定の事業の財源として、その事業により利益を受ける人が 徴収するお金のこと。						
	使用料・手数料:市の施設などを利用する人や、市のサービスを受ける人から、その対価 として徴収するお金のこと。						
	地方譲与税・税交付金:過去の実績や令和6年度見込みに基づき推計する。 負担金・分担金・使用料・手数料:過去の実績に基づき推計する。						

【歳出】

【歳出】										
項目	内容・推計方法									
共涌事項	歳出全体に共通する事項									
八匹子头	既に計画等に位置付けしている事業以外は、現行の制度(詳細が判明している制度変更を含む。)や事業内容が継続するものとして推計する。									
人件費	職員などに対する給料や議員の報酬、各委員会の委員の報酬などの経費のこと。 職員数:令和6年度は採用・退職ベースの実人数の見込み、令和7年度以降は組織の定員を基本として推計する。 一般職員人件費:令和6年度当初予算額に、退職者、新規採用職員、役職定年により降任となる職員、職員一人当たりの平均昇給率、給与改定などを加味して推計する。会計年度任用職員人件費:原則令和6年度当初予算で計上した報酬(給料)や手当等をベースに推計した。									
物件費	主に消費的な性質をもつ経費で、旅費や消耗品費、備品購入費、委託料などのこと。 共通事項のとおりである、									
扶助費	主に生活保護法・児童福祉法・障害者総合支援法などに基づき支給する経費や各種サービスなどの経費で、生活保護費、保育園の運営費、障がい者サービス費などのこと。 共通事項のほか、障害福祉サービス費などの、内容上推計した人口の推移に依らないものについては、過去の実績等を基に伸び率などを算出し推計を行う。									
補助費等	公益上の必要性により、一部事務組合や各種団体・個人などに支出する経費で、助成金、 負担金。補助金などのこと。 一部事務組合への負担金は、原則として、推計を実施している組合の負担金はその推 計値を採用し、推計を実施していない組合の負担金は令和5年度決算額を基に推計す る。									
	それ以外は、共通事項のとおりである。 投資的経費の代表的なもので、道路、橋梁、公共施設などを建設・改修する経費などのこ									
普通建設事業費	と。									
公債費	地方債(借入金)の元金・利子を返済するための経費のこと。 既に借り入れている地方債に加えて、歳入の地方債で新たに見込んだ額を借り入れる ものとして推計する。									

そのほか	~そのほかの主な項目~ 維持補修費:地方公共団体が管理する公共施設などを保全し、維持するための経費のこと。 繰出金:国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計が安定した運営を行えるよう、 一般会計から特別会計に繰り出す経費のこと。 維持補修費:各種計画等に位置付けている事業については、当該計画等に基づき推計 し、それ以外については、過去の実績等に基づき推計する。 繰出金:各特別会計が、各種計画や現行の制度、人口推移などを考慮して推計したう えで、安定した運営に必要な経費を推計する。
予定建設事業	推計内で計上している大型事業について ※今後予定される事業 ・工業団地アクセス道路整備事業(令和6年度~令和8年度) ・文化センター改修等事業(工事時期は未定だが実施時期を令和10年度~令和11年度と 仮定して推計) ・印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に対する印西地区環境整備事業組合へ の負担金 ・学校施設長寿命化計画及び個別施設計画に基づく事業

■第6次総合計画策定の基礎資料としての財政推計■

(百	万	H
	$\mathbf{-}$	/ _	

		第	5次総合計	計画 第6次総合計画							K 🗆 /31 12					
後期基本計画期間			前期基本計画期間													
	科目	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	合計	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)	合計
	地方税	9,889	9,930	9,962	10,421	10,896	10,965	11,088	10,972	84,124	10,972	11,072	11,172	11,272	11,372	55,860
	地方交付税	1,816	2,085	2,069	1,840	1,602	1,567	1,506	1,564	14,049	1,564	1,514	1,464	1,414	1,364	7,320
	国庫支出金	3,563	3,158	3,820	3,558	3,275	3,317	3,320	3,331	27,341	3,282	3,294	3,308	3,324	3,343	16,550
歳	県支出金	1,419	1,485	1,521	1,468	1,488	1,529	1,523	1,542	11,976	1,556	1,570	1,585	1,602	1,620	7,933
入	地方債	1,274	1,133	1,579	1,309	1,120	2,519	2,933	966	12,833	736	736	736	736	736	3,680
	繰入金·繰越金	2,624	2,567	2,260	2,320	2,079	1,897	2,172	1,864	17,783	2,015	1,876	1,830	1,794	1,780	9,296
	そのほか	3,079	3,060	3,028	3,035	3,034	3,040	3,044	3,057	24,376	3,048	3,046	3,037	3,033	3,027	15,192
	歳入合計	23,664	23,418	24,240	23,951	23,494	24,835	25,585	23,296	192,481	23,173	23,107	23,133	23,176	23,243	115,831
	人件費	3,373	3,697	3,766	3,823	3,887	3,914	3,955	3,989	30,402	4,014	4,039	4,064	4,089	4,114	20,318
	物件費	4,240	4,033	4,070	4,060	3,903	4,045	4,056	3,952	32,359	4,004	4,004	4,004	4,004	4,004	20,019
	扶助費	5,007	5,041	5,241	5,253	5,269	5,289	5,315	5,344	41,759	5,375	5,412	5,453	5,499	5,550	27,289
歳	補助費等	2,929	2,896	2,990	3,280	3,330	2,640	2,789	2,818	23,672	3,006	2,902	2,867	2,844	2,808	14,427
出	普通建設事業費	1,513	1,614	2,375	1,808	1,368	3,068	3,472	1,204	16,421	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056	5,280
	公債費	1,841	1,821	1,845	1,870	1,857	1,808	1,797	1,764	14,603	1,714	1,754	1,777	1,763	1,750	8,758
	そのほか	3,430	3,192	3,031	2,955	2,972	2,980	3,117	3,163	24,841	3,035	3,008	3,010	3,015	3,037	15,105
	歳出合計	22,333	22,295	23,318	23,049	22,587	23,744	24,500	22,233	184,058	22,203	22,174	22,231	22,270	22,320	111,197
								4.004								
蒇.	入歳出差引額	1,331	1,123	922	902	907	1,091	1,085	1,063	8,423	970	933	902	906	923	4,634
財道	文調整基金年度末残高	2,046	2,026	2,016	1,666	1,526	1,526	1,526	1,726	_	1,726	1,726	1,716	1,696	1,696	_
増	繰入金(一)	•	887	871	1,111	891	754	845	643	6,002	831	785	776	771	753	3,917
減	積立金(+)		867	861	761	751	754	845	843	5,682	831	785	766	751	753	3,887